川崎市告示第611号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項の規定において準用する同法第１９条第１項の規定により、都市計画を変更したので、同法第２１条第２項の規定において準用する同法第２０条第１項の規定により、次のとおり告示し、同条第２項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和８年１１月１８日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　都市計画の種類及び名称

川崎都市計画下水道の変更（第１号公共下水道）

２　都市計画を定める土地の区域

（１）追加する部分

なし

（２）削除する部分

川崎市 川崎区 小田２丁目、小田３丁目、小田４丁目、小田５丁目、小田７丁目、小田栄２丁目、浜町２丁目、桜本１丁目、桜本２丁目地内

（３）変更する部分

川崎市 川崎区 京町２丁目、鋼管通４丁目、浜町４丁目、池上町、池上新町３丁目、塩浜２丁目、塩浜３丁目地内

３　縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課